

令和4年度における高知県の働き方改革取組方針

高知県経済の長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下、令和3年12月の有効求人倍率は、1.11倍と、13カ月連続で1.0倍を超える水準で推移しており、一部に弱さがみられるものの持ち直しているが、昨今の状況から引き続き新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を注視していく必要がある。

その一方で高知県では、急速に少子高齢化、人口減少社会が進んでおり、コロナ禍においても業種や職種によっては、人材不足の状況が続き、必要な人材の確保が課題となっている。

課題解決のためには、「仕事と生活の調和を図ることができる魅力ある職場づくり」を推進していく必要がある。

このため、国、県、労使団体、金融機関がそれぞれの立場で働き方改革推進の機運醸成に取り組むとともに、高知県産業振興計画も踏まえつつ、若者、女性、高齢者、障害者及び非正規労働者をはじめとする県内労働者の労働環境や処遇の改善に向けて、これまで取り組んできたところである。

今後も新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化、経済的影響に注視しながら、高知県における「魅力ある職場づくり」を推進し、令和4年度も令和3年度に引き続き、「基盤整備を推進するとともに、さらなる働き方改革に取り組む企業を増やす、積み重ねていく」期間とする。

とりわけ経営基盤が小さく働き方改革を進めることの困難性が高い中小・小規模事業者においても実現できるように、以下の取組を行うこととする。

- 1 第6回働き方改革推進会議(令和3年2月10日開催)における確認事項(別紙参照)で定めた各目標の達成に向けて、引き続き国及び県が中心となって取組を進めるとともに、各構成員は自ら創意工夫した取組を行うなど国や県の取組を積極的に推進することとする。
- 2 働き方改革関連法の円滑な施行のため、県内の企業、とりわけ中小企業・小規模事業者への同法の周知徹底への協力を行う。
- 3 平成30年度に国が設置した「働き方改革推進支援センター」を総合窓口とした支援を一層推進していく。特に同一労働同一賃金の進捗状況を確認し必要な支援を行う。
各構成員は、当該センターが行う取組を実効あるものとするため、最大限の協力を行うこととする。

令和4年2月18日(金)
高知県働き方改革推進会議